

徳島県立病院医療事故等公表基準

1 目的

県立病院は安全で安心な医療を提供し、県民から信頼される病院であり続けなければならない。県立病院で発生した医療事故等について自らこれを公表することは、病院運営と医療の透明性を高め、医療現場における安全管理に資することになる。同時に、事故の原因究明や改善策を公表することは、その後の事故防止と、県民の知る権利にもこたえることでもある。このことから、徳島県立病院医療事故等公表基準を定める。

2 用語の定義

(1) アクシデント（医療事故）

医療に関わる現場で医療の全過程において発生するすべての人身事故で、以下の場合に該当するもの

- ① 死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合
- ② 医療従事者の過誤、過失の有無を問わず、また、不可抗力的な事故も含む。

(2) インシデント（ヒヤリ・ハット事例）

患者に被害を及ぼすことはなかったが、日常診療の現場で“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした経験を有する事例

具体的には、ある医療行為が、

- ① 患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合
- ② 患者には実施されたが、結果的には被害がなく、また、その後の観察も不要であった場合

等を指す。

(3) 過失のある医療事故（医療過誤）

医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により起こったものをいう。

(4) 過失のない医療事故

医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失がないにもかかわらず起きたもの。合併症を含む。

3 医療事故等のレベル区分及び公表基準

(1) 医療事故等を表1のとおり定める。

表1 [医療事故等のレベル]

	区 分	内 容
インシデント	レベル0	患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合
	レベル1	患者には実施されたが、結果的には被害がなく、また、その後の観察も不要であった場合
アクシデント	レベル2	(軽度) 医療事故により、患者への観察の必要が強化された場合
	レベル3	(中度) 医療事故により、治療の必要性が生じた場合 医療事故により、軽・中度の後遺症が残る可能性が生じた場合
	レベル4	(高度) 医療事故により、重度の後遺症が残る可能性が生じた場合
	レベル5	(死亡) 医療事故により死亡した場合

(2) レベル0からレベル5に対応する公表基準を表2のとおり定める。

表2 [公表基準]

	レベル	過失のある医療事故 (医療過誤)	過失のない医療事故
インシデント	レベル0	公表しない	公表しない
	レベル1		
アクシデント	レベル2	包括公表	
	レベル3		
	レベル4	原則個別公表	
	レベル5		

※なお、インシデント・アクシデントの件数の公表は別に行う。

4 医療安全管理委員会

- (1) 各病院の医療安全管理委員会は、インシデント・アクシデントについての収集・分析・再発防止策等を決定する。
- (2) 院長は、個別公表が必要なアクシデントについて、医療安全管理委員会の決定に基づき、公表する。

5 公表の方法

(1) 個別公表

- ① 公表項目
アクシデントのうち医療過誤によるもの（レベル4～5）の概要
（アクシデント発生までの経過、発生時の状況及び発生後の対応等）
- ② 公表時期
アクシデント発生後、速やかに行うことを原則とする。
- ③ 公表の方法
報道機関への資料提供や記者発表等によることとし、県病院局のホームページ上に掲載する。

(2) 包括的公表

- ① 公表項目
 - a. 病院別インシデント・アクシデント件数の公表
インシデント（レベル0～1）
アクシデント（レベル2～5）
 - b. アクシデント（レベル2～3）のうち医療過誤によるものの概要及び改善策
- ② 公表時期
年1回とする。
- ③ 公表の方法
県病院局のホームページ上に掲載する。

(3) 上記(1)(2)にかかわらず、過失のない医療事故又は医療行為以外の事故であっても、病院運営上又は社会的に重大な影響を与えると考えられるものは、必要があればこれを公表する。

(4) プライバシーの保護

公表に当たっては、患者及び医療従事者等、個人の情報に係るものを除くこととし、プライバシー保護に最大限の配慮を払うものとする。

(5) 患者及び家族への説明

公表に当たっては、事前に患者及びその家族に十分説明を行い、同意を得ることとする。

6 適用

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

この基準は、平成16年7月1日から適用する。

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

この基準は、平成25年4月1日から適用する。